

## 特定個人情報を含む個人情報の保護に関する留意事項

本件業務を受託した場合は、福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号。以下「条例」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び本件業務委託契約に基づき、本件業務を通じて取り扱う個人情報（条例第2条第6号に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護に関し、下記の義務を負うことに留意してください。

### 記

- 1 契約内容に個人情報取扱特記事項があり、委託事務の遂行に当たっては、当該特記事項を遵守しなければならないこと
- 2 条例第9条第2項に基づき、受託者は個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じる義務を負うこと
- 3 条例第9条第3項に基づき、受託した事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務を負うこと
- 4 番号法、特定個人情報の取り扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年12月18日付けで特定個人情報保護委員会が策定したもの。以下「番号法ガイドライン」という。）本文、番号法ガイドライン（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）等の規定により実施機関が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じることができること
- 5 番号法第11条の規定に基づき、個人番号利用事務等に係る委託を受けた者（受託者から委託を受けるものを含む。以下同じ。）は、特定個人情報の安全管理について委託者である実施機関の監督を受けること
- 6 番号法第12条の規定に基づき、個人番号利用事務等に係る委託を受けた者は、個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号。生存する個人のものだけでなく、死者のものも含む。以下同じ。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこと
- 7 受託者は条例第43条の罰則の対象となること
- 8 受託した事務に従事している者又は従事していた者は、条例第40条の2若しくは第40条の3又は番号法第48条若しくは番号法第49条の罰則の対象となること

### （教示）福島県個人情報保護条例

（委託等に伴う措置等）

- 第9条** 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。
  - 3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
  - 4 前三項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、県が同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

## 第6章 罰則

**第40条の2** 実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者又は第9条第2項若しくは第4項の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第40条の3** 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第43条** 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第40条の2又は第40条の3の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

### （教示）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（定義）

#### 第2条

**第10項** この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

**第11項** この法律において「個人番号関係事務」とは、第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

**第12項** この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

**第13項** この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

（再委託）

**第10条** 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなして、第2条第十二項及び第十三項、前条第一項から第三項まで並びに前項の規定を適用する。

（委託先の監督）

**第11条** 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人番号利用事務実施者等の責務）

**第12条** 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 第6章 罰則

**第48条** 個人番号利用事務等又は第7条第1項若しくは第2項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第8条第2項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第14条第2項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。)を提供したときは、4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第49条** 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。